

第40回オミクロン株への対応に関するタスクフォース

議事次第

(令和4年12月29日)

1. 関係省庁より説明
2. 意見交換

令和4年12月27日付「水際措置の見直しについて」の実施について

令和4年12月29日

令和4年12月27日付「水際措置の見直しについて」の2.の実施に当たっては、以下の取扱いとする。

○既存の香港・マカオからの直行旅客便については、中国（香港・マカオを除く）に渡航歴（7日以内）のある者がいないことが当該航空会社により確認できる場合には、新千歳空港、福岡空港、那覇空港への到着も可能とする。

令和4年12月27日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省
国土交通省

水際措置の見直しについて

12月30日以降、以下の臨時的な措置を講じる。

1. 中国（香港・マカオを除く）に渡航歴（7日以内）のある全ての入国者に入国時検査を実施する。また、中国（香港・マカオを除く）からの直行便での入国者については全員入国時検査を実施する。
2. 中国（香港・マカオを含む）と日本との直行旅客便については、到着空港を成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港の4空港に限定し、増便を行わないよう、関係する航空会社に対して要請する。

（以上）